

静 県 薬 第 768 号
令 和 6 年 2 月 2 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

毒物及び劇物の容器に係る注意喚起の徹底について

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和6年1月30日付け日薬業発第402号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：maki@shizuyaku.or.jp



日 薬 業 発 第 402 号
令 和 6 年 1 月 30 日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

毒物及び劇物の容器に係る注意喚起の徹底について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

毒物及び劇物の容器に関しましては、毒物及び劇物取締法第 11 条の第 3 項及び第 4 項において、店舗外において運搬する場合の必要な措置等が規定されているところです。

本通知は、先般、走行中の鉄道車両内において、硫酸及び硝酸を漏出させた事故が発生した旨の報道があったことを踏まえ、毒物及び劇物の容器に係る不適切な取扱いを防止するため、あらためて注意喚起と取扱いの徹底を求めるものです。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

<別添>

- 毒物及び劇物の容器に係る注意喚起の徹底について（令和 6 年 1 月 26 日付・医薬品審査発 0126 第 4 号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）

医薬薬審発 0126 第 4 号
令和 6 年 1 月 26 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物の容器に係る注意喚起の徹底について

毒物及び劇物の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

毒物及び劇物の容器については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）第 11 条第 3 項及び第 4 項において、規制を行っているところです。

しかしながら、先般、走行中の鉄道車両内において、硫酸及び硝酸を漏出させた事故が発生した旨の報道がありました。

この状況を踏まえ、毒物及び劇物の容器に係る不適切な取扱いを防止するため、別添のとおり、都道府県等に通知したところです。

つきましては、貴会会員に対し、別添の内容を踏まえ、毒物及び劇物の容器に係る適切な取扱いの徹底につきまして、ご周知のほどよろしくお願ひいたします。



医薬薬審発 0126 第 3 号
令和 6 年 1 月 26 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物の容器に係る注意喚起の徹底について

毒物及び劇物の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

毒物及び劇物の容器については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）第 11 条第 3 項及び第 4 項において、規制を行っているところです。

しかしながら、先般、走行中の鉄道車両内において、硫酸及び硝酸を漏出させた事故が発生した旨の報道がありました。

毒物及び劇物の容器に係る不適切な取扱いを防止するため、貴職におかれましては、下記事項について、貴管内事業者に対する指導の徹底をお願いします。

記

1 毒物又は劇物に対する飲食物の容器の使用について

法第 11 条第 4 項及び第 22 条 5 項の規定により、毒物又は劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物の容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならないこととされています。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）第 40 条の 9 において、毒物劇物営業者が毒物又は劇物を販売・授与するときは、譲受人に対して当該毒物又は劇物の取扱い及び保管上の注意や物理的及び化学的性質等の情報を提供することが定められています。毒物劇物営業者等以外の者に毒物又は劇物を販売・授与する場合は、SDS 等の提供に加えて、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならないこと等を必要

に応じて口頭で購入者に説明するよう指導をお願いします。

2 毒物及び劇物の運搬時に必要な措置について

法第 11 条第 3 項及び第 22 条第 5 項の規定により、毒物又は劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物を運搬する場合に、飛散、流出等の防止に必要な措置を講じなければならぬこととされています。

前述のとおり、毒物及び劇物取締法施行令第 40 条の 9 においては、毒物劇物営業者が毒物又は劇物を販売・授与するときは、譲受人に対して当該毒物又は劇物の輸送上の注意等の情報を提供することが定められています。特に、毒物又は劇物の性状によっては、保存容器に適さない材質があり、不適切な材質の容器で保存・運搬などを行うと漏洩を起こす危険性があります。そのため、毒物劇物営業者以外の者に毒物又は劇物を販売・授与する場合は、SDS 等の提供に加えて、当該物質の物性、容器素材等を確認した上で、保存・運搬に適した容器を適切に選択することについても、必要に応じて購入者に情報提供するよう指導をお願いします。

なお、毒物及び劇物の運搬に当たっては、他法令等も遵守することもあわせて徹底いただきますようお願いいたします。